

コンサートチケット高額転売問題

(事例)

行きたかったコンサートや舞台、スポーツイベントのチケットが発売早々に売り切れてしまったので、そのチケットをオークションサイトやチケット転売サイトで探してみたら、定価の何倍もの価格で出品されていた――。

人気のコンサートや舞台、スポーツイベントなどのチケットを、業者や個人が買い占め、オークションやチケット転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する「高額転売」。このような不当な転売により、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いてきました。



黒崎くん：まいったなあ。9000 円のチケットが 10 万円だってさ。これじゃコンサートにいけないよ。チケット買い占めるヤツがいるからだ。どうにかしてもらいたいよ。

村松くん：だけど、安く仕入れて高く売るのは商売の基本だろ。それに 10 万円でも売れるんだから、それでも買いたい人がいる、つまり需要があるってことだよな。なんか少し悔しいけど、商売としては問題ないと思うけどな。

黒崎くん：でも、転売屋がコンピューターで大量に買い占めるから、定価のチケットが少なくなると需要が増えて、値段が 10 万円と高くなっているんじゃないの？

村松くん：なるほど、自由な市場をゆがませて商売しているってことだね。そうすると、やっぱりよくないね。でも、ネットの売り買いって便利だよな。チケット買って行けなくなったときに、ネットで売れるのは便利だよ。

黒崎くん：確かに規制するにしても、ネットの便利さをなくすようなことはやめて欲しいね。

(1) 「高額転売」に対する消費者、アーティスト、転売屋の意見を整理してみよう。

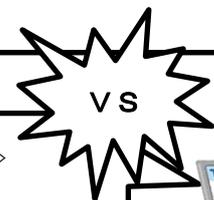


《チケットが高額転売されることの消費者の意見》



《チケットが高額転売されることのアーティストの意見》

《チケットが高額転売されることの転売屋の意見》



(2) 国会議員として高額転売を規制する「チケット不正転売禁止法」を策定することとなった。法律の策定基準を踏まえた上でどのような法律をつくるか。

チケット不正転売禁止法

《目的》

第一条（目的）

この法律は、チケット不正転売を禁止することで、

を目的とする。

《手段》

第二条（条文〈要件→効果〉）

（要件）チケット不正転売した場合、

（効果）

とする。

第三条（定義）

チケット「不正転売」とは、

を指す。

《法律の策定基準》

- 法律の目的が正当であること
- 法律の手段が適切であること
- 法律の内容が明確であること

(3) つくった法律に事例を当てはめてみよう

- ・チケット「不正転売」に《事例》があてはまる場合→〇〇さんには、効果が生じる。
- ・チケット「不正転売」に《事例》あてはまらない場合→〇〇さんは、効果は生じない。

大前提

《みんながつくったチケット不正転売禁止法》

チケット「不正転売」した場合、【(効果) 】とする。

定義：



小前提

《Aさんの事例》

普段から転売で稼ぎを得ているAさんは、チケットを高額で転売（定価 9000 円→10 万円）した。

《Bさんの事例》

あるアーティストの熱烈なファンであるBさんは、良い席を確保して、自らのチケット代やグッズ購入費を稼ぎたいと考えた。そこで、複数の名義を使い、必要な枚数をこえて大量にチケットを購入して、最良の席以外のチケットを転売（定価 9000 円→5 万円）した。

《Cさんの事例》

Cさんは、あるアーティストが好きな子どもにプレゼントするために、家族名義を使って複数の申し込みをしたところ、複数枚当選したので余った分を転売（9000 円→1 万円）した。たまたま今回だけであり、過去に同様の行為をしたことはない。

《Dさんの事例》

あるアーティストの熱烈なファンであるDさんは、家族が重い病気にかかりコンサートに行けなくなり、やむを得ず転売（9000 円→3 万円）することにした。3 万円で買った人は喜んでいようだ。過去に同様の行為をしたことはなく、今後も絶対にしない。

結論（事例が「チケット不正転売」にあてはまるどうか「解釈」しよう）

《Aさん》 Aさんは、「チケット不正転売」に（ あてはまる ・ あてはまらない ）

《Bさん》 Bさんは、「チケット不正転売」に（ あてはまる ・ あてはまらない ）

《Cさん》 Cさんは、「チケット不正転売」に（ あてはまる ・ あてはまらない ）

《Dさん》 Dさんは、「チケット不正転売」に（ あてはまる ・ あてはまらない ）

※うまくいかないときは、定義を修正して再度当てはめてみよう。

「ルールづくり」指導案（1年現代社会）

神奈川県立瀬谷西高等学校 黒崎洋介
 神奈川県弁護士会 村松謙弁護士、村松剛弁護士

1 単元について【全3時間】

- (1) 単元：法や規範の意義及び役割
- (2) 主題：自由な経済活動と法規制の在り方
- (3) 問い：チケット高額転売を規制する法律を定める際には、どのようなことに考慮する必要があるか。
- (4) 視点：幸福・正義・公正
- (5) ねらい：チケット高額転売問題の解決に向けて事実を基に協働して**考察**したり**構想**したりしたことを、論拠をもって**表現**する。また、法の支配を実現するために、法の一般性、明確性など、法が公正なルールとして備えるべき特質を理解し、法の適切さを考える視点を身に付けるとともに、公共的な空間を作る自立的な主体として、法の内容を吟味して、よりよいものにしていこうとする努力が大切であることを**理解**する。
- (6) 概念：法の特質（目的と手段、要件と効果、一般性と明確性）、法的思考（三段論法、法解釈）
- (7) 流れ：①ルールづくり（本時）→②法の特質と法的思考→③法や規範の意義と役割

2 本時について

流れ	学習活動	教員の動き	弁護士先生の動き	
導入 5分	事例把握	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の提示 ・シナリオ朗読 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介 ・シナリオ朗読 	
展開 40分	10分 利害関係者の意見整理 (P1)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人/グループ指導 ・意見発表 (各立場の意見) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人/グループ指導 	
	法律を定める際には、どのようなことに考慮する必要があるか			
	20分 ルールづくり (P2)	<ul style="list-style-type: none"> ・解説依頼 ・グループ指導 ・解説依頼 ・グループ指導 ・発表 (チケット不正転売禁止法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要点解説 (①目的の正当性②手段の適切性) ・グループ指導 ・要点解説 (③内容の明確性) ・グループ指導 ・講評 	
10分 あてはめ (P3)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ指導 ・発表 (事例の当てはめ結果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ指導 		
まとめ 5分	まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・事例紹介 ・まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体講評 	

3 教材について（「チケット不正転売禁止法」2018.12.14 公布、2019.6.14 施行）

第一条（目的） この法律は、この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

第二条④（定義） この法律において「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。（※業としてとは、反復継続の意思をもって一定の行為をすることをいう。）

第三条（特定興行入場券の不正転売の禁止） 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。

第九条（罰則） 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

*下線は本時の学習と関係する箇所

4 学習指導要領解説との関連について

（1）単元について

法や規範の意義及び役割…に関わる具体的な主題については、例えば、法やルールを定める時には、どのようなことを考慮する必要があるか、どのような基準で法を評価すればよいか、法によって解決することが適切なものは、どのような問題か、といった具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。その際、例えば、**生徒に身近な紛争状況を設定したり、生徒の関心が高い現実社会の諸課題を取り上げたりして、それらを解決するためのルールづくりを体験的に行う**ようにすることにより、紛争や課題の背景にどのような意見や利害の対立があるのか、どのようにすれば、それらの対立を公平・公正に調整することができるのか、人々がルールの内容を明確に理解し、守ることができるようにするために、どのような点に注意すればよいのか、といった観点から、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。また、併せて、自分たちで合意したルールを守るという規範意識を涵養するとともに、状況の変化に応じてルールを作り替えるといった、主体的なルールを作成し利用することについて考察できるようにすることが大切である。

（2）弁護士と先生方との協働について

現実社会の諸課題など、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を充実させるとともに、**それぞれの課題と関係する専門家や関係諸機関などと、授業づくりへの参画、授業への招聘、資料の借用などの連携・協働を積極的に図る**ことは、生徒が社会との関わりを意識し、社会参画意識を高める、といった「学びに向かう力、人間性等」を涵養する上で効果的であることはもとより、「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成に効果的である。専門家や関係諸機関などと連携・協働を積極的に図り、これらを活用した学習活動を指導計画に適切に位置付けることが求められる。その際、学習のねらいを明確にした上で実施することが、効果的な連携・協働には必要である。